

社会保険ひらしま

第888号

- 【お知らせ】 適用拡大の対象事業者へのお知らせ等の送付
- 【お知らせ】 短時間労働者の1年以上継続使用要件の廃止
- 【注意事項】 e-Gov電子申請の切替作業にともなう留意点
- 【ご案内】 令和4年10月から一部の届出様式が変更となります。
- 【お願い】 従業員に「標準報酬月額」の通知をお願いします
- 「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします
- 未来の医療保険を守ろう！ ～上手な医療のかかり方～



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和4年5月末

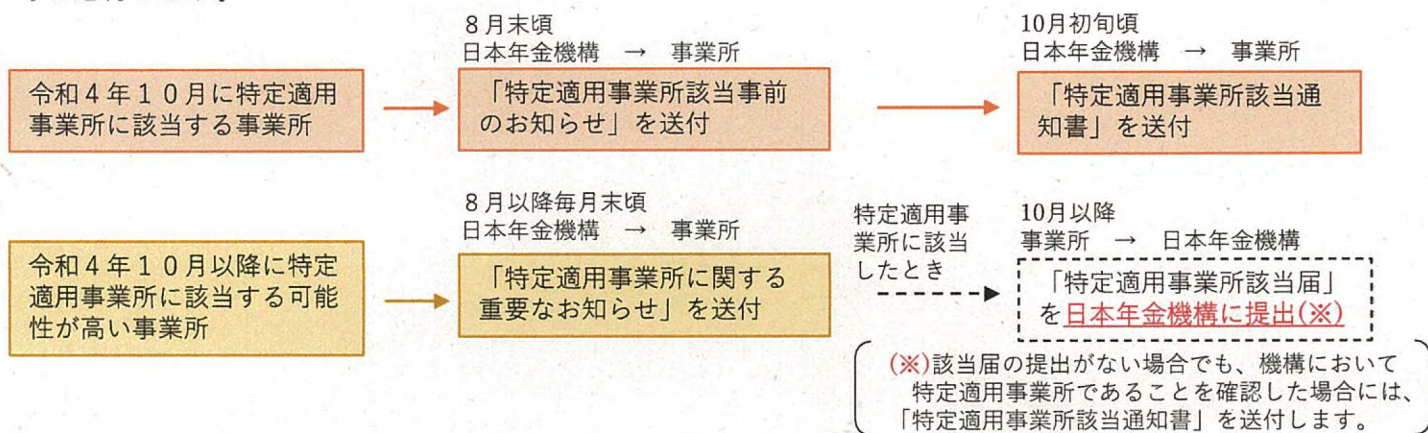
		厚生年金	健康保険
適用事業所数		58,494	57,924
船舶所有者数		260	344
被保険者数	男性	509,952人	388,076人
	女性	327,775人	271,882人
	船員	2,985人	3,277人

日本年金機構からのお知らせ

お知らせ 適用拡大の対象事業所へのお知らせ等の送付

令和4年10月1日に短時間労働者の適用拡大にかかる法律が施行されます。具体的には、特定適用事業所の規模要件が、これまで被保険者500人超の事業所であったところ、令和4年10月以降は被保険者100人超の事業所に拡大されます。

この適用拡大の対象事業所に該当する、または該当する可能性が高い事業所に、次のとおりお知らせ等を送付します。



特定適用事業所に該当した場合で、健康保険・厚生年金保険の適用（以下「適用」という）を受ける短時間労働者（※）がいる場合には、「被保険者資格取得届」の提出が必要となります。

(※)

適用対象の短時間労働者

全ての条件に
該当する方

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

適用対象の短時間労働者がいる事業所においては、対象となる短時間労働者への制度の周知とあわせて、マイナンバー（または基礎年金番号）の確認や扶養家族の有無の確認など、「被保険者資格取得届」等の提出準備を進めてください。

特定適用事業所の規模要件や適用対象となる短時間労働者の条件など詳細は、裏面のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

お知らせ 短時間労働者の1年以上継続使用要件の廃止

令和4年10月より、短時間労働者の適用要件のうち「1年以上継続使用要件（※）」が廃止され、一般の被保険者と同様に「2カ月要件（※）」が適用要件とされます。

現在「1年以上継続使用要件」を満たさないことのみにより適用となっていない従業員のうち、「2カ月以内で定められた最初の雇用契約の期間を超えて雇用される見込みのある」従業員は、令和4年10月に健康保険・厚生年金保険の被保険者に該当します。対象となる従業員がいる場合には、「被保険者資格取得届」の提出が必要となります。

※ 「1年以上継続使用要件」「2カ月要件」については、裏面のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

注意事項

e-Gov電子申請の切替作業にともなう留意点

令和4年9月15日にe-Govを利用した電子申請について切替作業を行います。これにともない手続情報の変更を行いますので、変更後は以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

◆ 手続ブックマークについて

e-Gov上で変更対象の手続きを手続ブックマークに登録している場合は、登録している手続きからは申請書入力を利用できなくなります。手続検索から申請書入力可能な手続きを再度ブックマークいただくようお願いいたします。

◆ 一時保存している申請案件について

e-Gov上に変更対象の手続きを一時保存して中断した申請案件、申請データ保存を行ったZIPファイルは、手続情報変更日以降に入力を再開して申請することができません。保存中の手続きは変更前までに申請いただくか、変更後に再作成いただき申請をお願いいたします。

◆ 返戻再申請可の申請データの再申請について

変更後に返戻された変更前の手続きは、再申請ができません。変更後の手続きで再作成いただき新規申請をお願いいたします。

◆ 取下げについて

令和4年9月13日以降は、変更前手続きに対する申請取り下げができなくなります。ご注意ください。

※ 変更にとともなう申請様式や入力内容の変更はありません。

※ 変更後の手続きによる申請の事務処理は、令和4年9月20日から開始します。

※ 市販の労務管理ソフトをご利用の場合は、ソフトの案内に従ってバージョンアップ等の対応をお願いします。

詳細は、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

ご案内

令和4年10月から一部の届書様式が変更となります

◆ 法改正や処理方式の見直しを行うため、令和4年10月から一部の届書様式が変更となります。

<対象届書>

- ・ 育児休業等取得者申出書／終了届
- ・ 適用事業所名称／所在地変更届
- ・ 新規適用届
- ・ 任意適用申請書

- ・ 保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・ 産前産後休業取得者申出書／変更届
- ・ 事業所関係変更届
- ・ 適用事業所全喪届
- ・ 任意適用取消申請書

◆ 新しい届書様式の詳細は、令和4年9月中旬に日本年金機構ホームページへ掲載します。

※ 様式変更対象の届書を令和4年10月以降に提出される場合は、変更後の届書様式を使用するようお願いいたします。

お願い

従業員に「標準報酬月額」の通知をお願いします

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」、「算定基礎届」、「月額変更届」等により被保険者（従業員）の「標準報酬月額」を決定します。

決定した「標準報酬月額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により事業主の皆さまにお知らせしております。

標準報酬月額は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要な情報です。

通知書を受けた事業主の皆さまから被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

また、給与から標準報酬月額にかかる保険料を、賞与から標準賞与額にかかる保険料を控除するときは、その控除額を被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

協会けんぽ 広島支部からの

2022年
8月

加入者の皆様へお知らせいたします
ますようお願いいたします

お知らせ

健康
いっしょ
健康
かえり



健康
かえり

8月下旬
ごろ

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を お送りします

協会けんぽでは、皆さまのお薬代の負担軽減や、健康保険財政の改善につながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を促進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に変更した際の軽減額を掲載したお知らせをお送りしています。

●送付対象

ジェネリック医薬品に変更した際の自己負担額に一定以上の軽減が見込まれる方
(被保険者【ご本人】様の住所にお送りします)

※すべての方に通知されるものではありません

●ジェネリック医薬品とは？

《特徴①》

効果・効能は先発医薬品と同等で、国が安全性を認めたお薬です。



《特徴②》

服用しやすいお薬へ製造が工夫されているものもあります。

例	 小型化 成分は同じで	 ザラつき感を抑える 粒子を小さく	 苦みをコーティング マスキング技術で飲みやすく
---	-------------------	-------------------------	--------------------------------

《特徴③》

研究開発期間やコストを大幅に抑えられることから、先発医薬品に比べ、**3～5割程度**安くなる場合があります。

● 1日1錠365日服用する場合の負担額の比較例

※3割負担の場合

(例)	高 血 圧	糖 尿 病
先発医薬品	11,049円	2,847円
ジェネリック医薬品 (安いタイプ)	2,179円	1,106円
	8,870円 の差	1,741円 の差

出典:日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会リーフレット「注目の医療用医薬品「ジェネリック」のすべて」

●「ジェネリック医薬品希望シール」をご活用ください

病院や薬局でジェネリック医薬品を希望することを伝えるには、「ジェネリック医薬品希望シール」が便利です。保険証やお薬手帳に貼付し、ご活用ください。

申込用紙を協会けんぽ広島支部のホームページに掲載していますので、ご希望の方は、申込書をダウンロードしていただき、FAXで申し込みください。

サンフレッチェ広島の
希望シールをお送りできます！



協会けんぽ 広島 ジェネリックシール

検索



◆ジェネリック医薬品の供給について

現在、一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

未来の医療保険を守ろう! ~上手な医療のかかり方~

医療費は、皆さまが病院の窓口で支払う医療費だけでなく、健康保険料を財源とした医療費で成り立っています。一人ひとりが意識して医療費を節約することが未来の医療保険を守ることに繋がります。



かかりつけ医・かかりつけ薬局を決めましょう

- 「**かかりつけ医**」があれば、病歴・体質・生活習慣などに基づいた治療を受けることができます。詳しい検査や入院が必要なときは、適切な大病院や専門医を紹介してもらえます。
- 「**かかりつけ薬局**」があれば、処方されたすべての薬を一元管理してもらえます。飲み合わせや副作用について、継続的に確認してもらいましょう。

《いきなり大病院を受診すると特別料金がかかる》



ハシゴ受診はやめましょう

- 同じ病気やケガで複数の医療機関を受診することを「**ハシゴ受診**」といい、「念のため他の病院で診てもらいたい」などの理由でハシゴ受診をすると、そのたびに初診料や検査料がかかります。

	同じ医療機関を3回受診	3つの医療機関をハシゴ受診
1回目	初診料860円 + 検査料等	初診料860円 + 検査料等
2回目	再診料220円	初診料860円 + 検査料等
3回目	再診料220円	初診料860円 + 検査料等
初診料・再診料の合計	1,300円 + 検査料等	2,580円 + 検査料等×3

※3割負担の場合

診療時間内の受診を心がけましょう

- 診療時間外や夜間、休日に医療機関を受診すると、割増料金がかかります。緊急時を除いて、平日の診療時間内に受診しましょう。
- 安易な時間外受診は、緊急性の高い患者の治療に支障が生じたり、医療スタッフの過重な負担につながります。

《夜間・早朝等加算について》

診療所の営業時間内でも、18時以降や土曜日の午後、日曜祝日は「夜間・早朝等加算」がつきます。



受診するか迷ったら 電話相談窓口を利用しましょう

- 急な病気やケガで、「救急車を呼ぶべきか」等で受診を迷った場合に、医師や看護師に電話で相談できる窓口があります。

《365日、24時間体制で全年齢の方を対象》

#7119

救急安心センター事業 (総務省消防庁)

※一部地域では対応していません。

《夜間や休日、お子様の症状について》

#8000

子ども医療電話相談事業 (厚生労働省)

※全日19:00~翌朝8:00 (広島県)

#7119・#8000を ブッシュ



協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2022年8月号)

＜発行＞ 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011 (代表)

平日のみ 8:30~17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS



保険証が 使えるのは退職日まで!

退職日には、ご家族の保険証もあわせてお勤め先の事業所へご返却ください。

退職日の翌日以降、誤って保険証を使った場合は、**医療費の7~8割を返還**していただきます。